

<川越市>

◎ 激 ◎ 震 ◎

川越市長・川合善明氏、ついに市民女性A氏から訴えられる！

訴状を本紙独占公開

川合市長の異常かつ執拗なスラップ訴訟に
毅然と立ち向かう市民女性A氏に支援の輪が広がる！

川合善明市長が、市民女性A氏に対する「侮辱罪」で、さいたま地方裁判所・川越支部に訴えられたことが本紙独自の取材でわかった。訴状はA氏の代理人・清井礼司弁護士を通じて7月25日に同裁判所に提出され、すでに川合市長の自宅に呼び出し状が送達されていると思われる。

川合市長を訴えた市民女性A氏は、本紙既報の川合市長の強制わいせつ容疑(3月公訴時効成立)の被害者でありながら、この疑惑の揉み消しに必死になった川合市長による異常かつ執拗な件数のスラップ訴訟の被告とされ苦しんできた人物だ。

かかる川合市長の強制わいせつ容疑の公訴時効が過ぎてなお、市民女性A氏への異様なまでの敵意をむき出しに、現職市長としては狂気の沙汰ともいえる濫訴を続ける川合善明市長に対して、被害者女性A氏はついに自らが原告となって川合氏を訴えたのである。

9月議会の直前に、市民女性に訴えられた「被告川合善明」。
市議会激震必至の本事件の裏側を追った。

すべては、川合市長による「侮辱」から始まっていた！

本紙が続報してきた市民女性A氏に対する川合善明市長の「強制わいせつ容疑」やセクハラ疑惑の源流を辿れば、実は「川合善明氏が市民女性A氏を名指しで侮辱した」ことにあった。

本紙社主・松本州弘が埼玉弁護士会に対して、弁護士としての川合善明氏を懲戒請求したのは、いまから3年前の令和元年（2019年）4月のことだ。

その内容は、川越市を訴えた住民訴訟の原告市民らに、原告弁護士を無視するかたちで市民らに直接「市長である私を訴えましたか？」などとする手紙を送りつけるという事実上の恫喝行為に及んだ川合善明氏の弁護士倫理違反を懲戒請求理由としたものだった。この時点から、川合市長は特に市民女性A氏に対して異常な敵意を覗かせ、A氏には手紙どころか直接電話までかけて「私を訴えたんですね？」と圧力をかけていた。

本紙・松本が行った懲戒請求はこうした川合善明氏の弁護士にあるまじき行為に対するもので、川合市長の強制わいせつ容疑についてはなかった。なぜなら、当初、市民女性A氏が川合市長から強制わいせつ被害を受けていたという話は本紙・松本も知らなかったからである。ところが、弁護士・川合善明氏は埼玉弁護士会に提出した懲戒請求の弁明書で、唐突に「市民女性A氏」の実名をあげつらい、A氏が元埼玉県議と特別な関係にあるかのように記述し、A氏を侮辱したのである。A氏は、川合市長が恫喝した住民訴訟原告団のひとりでもあった。

つまり川合市長は、そもそも弁護士としての倫理違反で懲戒請求をされただけにもかかわらず、その弁明書に、わざわざ市民女性A氏の実名を持ち出して、あたかも「A氏という女性は妻子ある元県議と情実関係にある」かのような（すなわち、A氏は信用できない人物だから懲戒請求理由も虚偽だとする）印象を弁護士会に与える目的で、A氏に対する極めて卑劣で悪意ある「侮辱」をした。そしてこの事実を知ったA氏が、本紙・松本に対して、過去に川合市長から受けていた「強制わいせつ被害」を告白したというのが、以降、A氏を被告とした一連の川合市長濫訴に至る経緯である。

要するに、もし川合善明氏が懲戒請求理由となんら無関係の市民女性A氏の実名を弁明書に挙げるという「侮辱」をしていなければ、A氏がかつて川合市長から受けた性被害を告発することも起きなかった可能性もあった。

本来、A氏からすれば、川合市長についての忌まわしい記憶は掘り起こしたくもなかったからだ。川合市長は、まず自分の方からA氏を「侮辱」したことで、A氏の証人尋問によって強制わいせつの事実を法廷で証言されるという結果を招いたのである。**川合市長は市民に対する釈明も説明責任も果たさないまま、だが市民の目には触れないように個人としての民事裁判で、まるで自分の方が不当な疑いをかけられた被害者であるかの主張を繰り返しているが、その言動は狂っているとしか言いようがない。**

市を訴えた住民訴訟の原告市民らを恫喝し訴訟妨害を行い、それを懲戒請求されたらA氏の存在まで持ち出し、「**こういう連中だから作り話をしてまで不当に自分を貶めようとしている**」などという倒錯的な主張を止めない川合善明氏は、いわば自分で墓穴を掘ってはまた自分で埋めようとする常軌を逸した自作自演劇の原点が、すべて自分自身にあることをいまだに理解できないようだ。

これが **訴状** だ！ **決然と川合市長を訴えた、市民女性A氏の義憤**

こうした経緯のうえで、これまで川合氏から合計4件ものスラップ訴訟を起こされてきた市民女性A氏が、ついに川合氏を被告とする「**侮辱による慰謝料請求事件**」で先月7月25日、さいたま地方裁判所・川越支部に提訴したのである。市民女性A氏が本紙に開示してくれた訴状をそのまま掲示しよう。

訴 状

なぜA氏は川合市長を「**名誉毀損**」ではなく「**侮辱による慰謝料請求**」で訴えたのか？A氏の代理人を受任した清井礼司弁護士によれば、川合氏がA氏を侮辱した文書は、**埼玉弁護士会の懲戒請求手続きの中で取り扱われるもの**なので、名誉毀損を主張すれば川合市長が「**一般に公開されたものではないから名誉毀損に当たらない**」などと反論することが容易に予想できることから、あえて**侮辱罪事件**にしたという。

清井弁護士は「**川合がテタラメな内容を書いたことで、Aさん本人が非常に憤慨している。だから今回の提訴に踏み切った**」とコメントしたが、A氏はこれまで長きにわたって川合市長から理不尽な被害に遭ってきた。法的にも道義的にも訴えられるべきは川合市長の側でありながら、度重なるスラップ訴訟に2年も耐えて来たA氏が、ここに来て川合氏を訴えた真意は何か？

本紙の取材にA氏が重い口を開いてくれた。

本紙：Aさんは何の落ち度もないのに川合市長から何件もの裁判で訴えられました。
なぜこんなことが起きたのでしょうか？

市民女性A氏：

川合さんに聞いて下さい。私は川合さんから性被害に遭っていた側です。
それがどうして何百万円を払えなんて訴えられなきゃならないのか、さっぱり理
解できません。

本紙：それでもAさんは被告として、いわば防戦一方で川合市長のスラップ訴訟を戦っ
てきましたが、今回、初めてAさんが原告となって、逆に川合市長を訴えました。
なにか心境の変化があったのでしょうか？

市民女性A氏：

簡単にいえば、我慢の限界ということです。時効になった事件（川越署が捜
査した川合市長のA氏に対する強制わいせつ事件）では川合さんはなんの責任も
問われません。それなら私を訴える必要もなくなったはずですけど、川合さん
は訴えを取り下げることなく、しつこく、しつこく私を痛めつけるように裁判を続
けています。私は主婦ですが、こんな事件のことは家族にも言えず精神的にも
金銭的にも、ものすごい負担になっています。ストレスで体調も悪化する一
方で、本当に限界だったんです。

その頃、川合さんが私を訴えた裁判で、私は証人尋問を受けたんです。川
合さん自身も法廷で証言しました。それを聞いて私は、ものすごく怒りを覚え
たんです。よくもここまで嘘をつけるものだなんて。同時に、これまで、どこかで
市長ということで川合さんを恐れていた自分がいたんですけど、法廷で嘘をつ
いて逃げようとしている川合さんの姿を目の当たりにして、逆に全然怖くなくな
ったんです。

おびえているのは川合さんの方だとわかったんです。それでも市長で弁護士
だと言って自分の罪を認めない川合さんを、このまま許すわけにはいかないと
思いました。そういう話を仙波敏郎さんにしたら、強制わいせつ事件は時効
になってしまったけど、侮辱罪でなら川合さんを訴えられると聞いて、今回の
裁判を起こしたんです。

川合善明氏は、別の事件として**仙波敏郎氏と市民女性A氏を相手に750万円を払えという名誉毀損損害賠償請求訴訟を提訴**し、現在も係争中である。

この事件で仙波氏・A氏の代理人となった清井礼司弁護士が、今回、川合市長を訴えた原告A氏の弁護士としてついた。本紙既報のとおり、清井弁護士と川合市長は司法修習同期生であり、互いの青春時代を知っているという奇縁だ。

仙波敏郎氏が何者かも知らずに訴えたであろう川合善明氏は、仙波氏の代理人として清井弁護士が現れたことに**「誰の陰謀か？」**と驚いたはずだが、今度は市民女性A氏が清井弁護士を代理人にして自分を訴えてくるとは想像もしなかつただろう。

しかし、繰り返すが一連の事件は、誰の陰謀でもなく、すべて川合善明氏自身による因果応報に過ぎない。もうひとつ重要な点は、A氏が私的な報復感情だけで川合市長を訴えたのではないということだ。

市民女性A氏：

私的な報復にこだわっているのは川合さんの方だと思います。

私が川合さんを訴えたのは、もちろん作り話を書かれたことにものすごく怒りを感じたからですけど、過去に同じように川合市長からセクハラやパワハラの被害を受けた複数の女性たちの代表のつもりでもあるんです。

私は、本当はただ過ぎたことだと記憶を封印したかったんです。でも、黙っていれば川合市長はいつまでもウソをつき続けて、市長という権力者の自分が女性市民なんか簡単にひねり潰せると思いあがったままです。

それって、市民や女性を馬鹿にしすぎてませんか？

市民女性A氏が我慢の限界を超えて、ついに川合善明市長を訴えた真意は、現職市長で弁護士でもありながら、訴訟の名のもとに市民A氏を痛めつけている川合善明という人間を疾悪（しつお）する義憤だったのである。そうでなければ、A氏はもっと早くに川合市長に反訴するなり、別訴しているはずだ。匿名で訴訟を戦わなければならないA氏は地元でも孤立無援の状況にあるが、一方、仙波敏郎氏や小林薫川越市議会議員、また県外の有識者グループが有形無形にA氏を支援し、その輪は次第に広がっている。

別件「川合善明市長」vs「市民女性A氏」の2つの裁判は結審 判決は「10月6日」

川合善明氏がA氏を訴えた別件の2つの裁判は、さいたま地方裁判所・川越支部で8月4日に審理が終了し、10月6日に同裁判所で判決言い渡しとなった。

この2つの事件とは下記のものだ。

- ① 「市民女性A氏が、行政調査新聞社社主・松本を使って、埼玉弁護士会に懲戒請求を行ったことが不法行為」だとして、川合氏が損害賠償と慰謝料 300 万円を払えとA氏を訴えた裁判。
- ② 同上「①」の裁判で、A氏の代理人を受任した清水勉弁護士と出口かおり弁護士に対して「川合市長から、わいせつ被害を受けた」という嘘を言ったA氏と、虚偽だと知りながら懲戒請求の代理人になったことが両弁護士の不法行為だから、A氏と両弁護士に連帯して 200 万円の損害賠償金と慰謝料を払えと訴えた裁判。

本紙で何度も触れていることだが、まともな弁護士であればこの2つの事件をわざわざ1件ずつの訴訟にはしない。川合市長の主張が事実だと仮定するなら「**A氏が虚偽を述べ、それをウソだと知りながらA氏の弁護士2名が懲戒請求を行った**」という事件なのだから、1件の事件として訴えるのが法律家としての常識であり普通である。というよりも法曹界の人間であれば、これを2つの個別の事件として提訴する弁護士は、よほど能力が低い法律家だと評価するだろう。

では川合善明氏は「**よほど能力が低い法律家**」なのだろうか？本紙は川合善明氏が「**よほど倫理観が低い政治家で法律家**」であると評価するものの、社会的地位や権力を持たない、自分よりも弱いものを痛めつけようとする卑劣で執拗な能力は異常に高いと考えている（無論、悪い意味でしかないが）。

この特異な能力の持ち主である川合善明氏は、上記2つの裁判をひとつの事件として訴えられることを知らないはずはなく、つまり、市民女性A氏に対する金銭的、心理的な負荷を倍加する狙いから別訴の裁判としたのであろう。権力者や大企業が、その不正を追及する一市民にスラップ訴訟を行うことは、個人による情報発信を容易にした現代のSNS時代の負の一面として、メディアで散見される傾向に

あるが、「スラップ訴訟の水増し」までやる権力者は川越市長・川合善明氏だけではないだろうか。だが、A氏が被告となった前掲2つの事件も審理を終了し、10月6日には判決を迎える。

その日、言い渡される裁判所の判断が、市民女性A氏と仙波敏郎氏を被告とする残り1件の裁判と、A氏が原告となった「被告川合善明」事件の行方にも影響を及ぼすであろうことは自明である。なにしろ、すべての事件が同じ裁判所の同じ裁判官が担当しているのだ。だが、いまは司法の正義に期してこの判決を待つしかない。

「被告川合」裁判は、9月議会を直撃する

さて、市民女性A氏が川合市長を訴えた新たな裁判は「9月議会を直撃するだろう」と予言するのは、川越市議会最古参の小林薫市議である。小林市議は、これで2度目となる川合市長からの名誉毀損裁判で被告として、8月4日も口頭弁論が開かれた。被告仙波敏郎氏・A氏と同じく、この事件でも川合善明氏は弁護士をつけない本人弁護を展開し、対峙する被告席の「旧友」清井弁護士と火花を散らせている。

この裁判が9月の川越市議会にどのように影響するのか、小林市議に尋ねた。

小林薫市議：

これまでは、形式的には川合市長個人がAさん相手に民事訴訟をやっているって話だから、市議の連中も触ることはないと思って見ぬふりができました。でも、今度は逆にAさんから訴えられて、川合市長は「被告」になったんだから、どういうことだって話になりますよ。

うん、今回は「侮辱」ってことだけでも、Aさんの訴状を見れば、Aさんが「川越市長である被告（川合氏）からセクハラ・わいせつ行為を受けた被害者」だと明確に書かれてるんですからね。

市長与党の議員たちだって、これで頼かむりは通りませんよ。9月議会は紛糾するだろうと私は思いますね。

果たして小林市議の予言は的中するのか？

川越市民はもちろんのこと、メディア各社も9月に川越市議会を注視するべきかもしれない。本紙は「被告川合善明」の動向を続報する。